

お知らせします

情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況

市情報公開条例・個人情報保護法施行条例に基づき、令和6年度の情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況をお知らせします。

情報公開制度とは

市が保有している情報（行政文書）を市民の皆さまなどからの請求により公開する制度です。

実施機関別の請求などの件数と処理状況 (単位 件)

実施機関の区分	件数	処理状況					
		全部開示	部分開示	不開示		却下	取り下げ
				うち不存在			
市長	40	11	15	11	7	2	1
教育委員会	12	9	1	0	0	0	2
水道事業管理者	7	1	3	2	1	0	1
議会	6	0	2	3	2	0	1

- 実施機関のうち、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会および固定資産評価審査委員会に対する開示請求はありませんでした。
- 審査請求はありませんでした。

個人情報保護制度とは

市が個人情報の取り扱いのルールをしっかりと守り、市民の皆さまのプライバシーが侵害されないようにするとともに、市民の皆さまが自分の個人情報の開示や訂正をする権利を定めた制度です。

実施機関別の保有個人情報の開示請求などの件数と処理状況 (単位 件)

実施機関の区分	件数	処理状況					
		全部開示	部分開示	不開示		却下	取り下げ
				うち不存在			
市長	12	2	8	0	0	0	2

- 実施機関のうち、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者および議会に対する開示請求はありませんでした。
- 審査請求はありませんでした。